

学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業実施要綱

令和2年3月10日付け元農畜機第7405号
一部改正 令和2年4月8日付け2農畜機第185号
一部改正 令和2年5月18日付け2農畜機第1004号

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全国全ての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について令和2年3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう政府から要請（以下「要請」という。）されたことを受け、全国的に小中学校等の休校措置がとられ、学校給食用牛乳の供給が停止された。加えて、令和2年4月17日に改訂された「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学省事務次官通知）の別添「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び令和2年5月1日に発出された「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」（令和2年5月1日付け2文科初第222号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「5月1日通知」という。）を踏まえ、地域の感染状況に応じて一部の地域では、引き続き休校措置等がとられている。これに伴い、学校給食用牛乳向けの生乳の大規模なキャンセルが発生し、配乳の再調整が生じることにより、酪農乳業への影響が生じているところである。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、酪農生産者に対し学校給食用牛乳向け生乳から加工原料乳（畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する加工原料乳のうち、法第7条に基づく生産者補給金等に係る数量の認定に際し、脱脂粉乳・バター等向けとされる生乳とする。以下「加工原料乳」という。）に仕向け変更することによる価格差に相当する額を交付する取組、乳業メーカー等から業務用脱脂粉乳を買い取り飼料用へ転用することによる価格差に相当する額を交付する取組及び学校給食用牛乳の供給が停止される前に製造された学校給食用牛乳を処理する取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条の規定に基づき補助することとし、これにより全国的な配乳調整を滞りなく実施する体制を整え、もって酪農乳業の経営継続に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体、事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容等については、以下のとおりとする。

- 1 生産者需給緩和緊急対策事業
別添1のとおり。
- 2 飼料転用対策事業
別添2のとおり。
- 3 学校給食用牛乳処理対策事業
別添3のとおり。

第2 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度から令和2年度までとする。

ただし、別添2の第2の事業の実施期間は、令和元年度から令和3年度までとする。

第3 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（令和2年3月10日付け元農畜機第7405号）

- 1 この要綱は、令和2年3月10日から施行し、令和2年2月27日から適用するものとする。
- 2 この事業について、令和2年2月27日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和2年4月8日付け2農畜機第185号）

この要綱の改正は、令和2年4月8日から施行する。

附 則（令和2年5月18日付け2農畜機第1004号）

この要綱の改正は、令和2年5月18日から施行する。